

第4回「労働団体法 ②労働組合 A：労働組合組織」

2022.04.15. 佐藤

はじめに

1)前回のまとめ

- 1.内容：〈論点〉労働基本権を制限する公務員法の合憲性、
〈法〉憲法規定・公務員労働法制・最高裁判決(当然合憲・限定解釈・財政民主主義)、
〈諸説〉違憲説・合憲的限定解釈説・財政民主主義説

2. Reading Assignment に関する設問についての解説

- ①許容する余地が生ずる、②労使交渉によって決定する余地を認めるべきである

2) Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

- ①大山教授は、最高裁三判決による労組法上の労働者性の判断基準を、何としているか。
- ②大山教授は、本命令の一般論部分が何をベースとしていると推測しているか。

本日の課題：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

*「労働組合」の基礎知識

- 1)自由設立主義
- 2)法的保護：刑事免責、民事免責、不利益取扱い禁止、+労組法上の便宜(法人格、ULPs等)
- 3)要件：憲法28条(注：労働組合法ではない)の保護を受ける要件は四つ

*「労働組合」の要件としての「労働者性」

関連判例：新国立劇場事件/INAX事件・最三小判・平成23.4.12

[参考文献] 日本労働法学会編『現代労働法講座 2 労働組合』(1980年、総合労働研究所)

[自己点検]

- 1) Reading Assignment に関する設問への解答
- 2) 自己点検 a) 講義の論点 b) 論点にかかわる法状況 c) 論点についての諸見解
- 3) 自由記述 a) 講義に関する質問 b) その他

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「労働団体法 ②労働組合 B：組合と組合員」

講義テーマ：労働組合強化のために組合加入を義務づけることは可能だろうか
教科書の該当部分：第3章「労働組合」「II 結成・加入・脱退と内部運営」

論点に直接関連するのは p.58-p.61

Reading Assignment：西谷敏・盛誠吾「ユニオン・ショップ協定は適法か?」

日本労働研究雑誌 489号(2001年)10頁以下

関心ある人は、西谷敏『労働法における個人と集団』(有斐閣、1992年)も参照のこと